

# 平成28年度 保育料のお知らせ

平成27年度から保育料は、市民税額（所得割など）をもとに計算しています。市の保育料は、国で定められた基準額の約58%です。差額は市が負担しています。

◆平成28年度天草市保育所(園)、小規模保育事業所利用負担額(月額) 【単位：円】

児童の世帯の階層区分	3歳未満児		3歳以上児		表の見方		
	標準時間	短時間	標準時間	短時間			
第1階層	生活保護法による被保護世帯など		0		※階層区分…4～8月分は27年度の市民税の区分で、9月～翌年3月分は28年度の市民税の区分。 ※階層区分の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除などの適用前の金額です。 ※児童の年齢が年度途中で3歳の誕生日を迎えても、年度中は保育料は変わりません。 ※基本保育時間を超える場合は、延長保育料が必要です。料金は施設で異なります。		
第2階層	1 市民税非課税世帯 (母子・父子世帯 同居障がい者等)		0				
	2 市民税非課税世帯		5,000				
第3階層	1 市民税均等割課税世帯 (母子・父子世帯 所得割額が48,600円未満 同居障がい者等)		11,000	10,800		8,000	7,800
	2 市民税均等割課税世帯		12,000	11,800		9,000	8,800
	3 市民税所得割額が 48,600円未満		17,000	16,800		14,000	13,800
第4階層	市民税所得割額が 48,600円以上 97,000円未満		22,000	21,700		19,000	18,700
第5階層	市民税所得割額が 97,000円以上 169,000円未満		30,000	29,500		24,000	23,600
第6階層	市民税所得割額が 169,000円以上 301,000円未満		37,000	36,400	27,000	26,500	
第7階層	市民税所得割額が 301,000円以上 397,000円未満		40,000	39,400	28,000	27,500	
第8階層	市民税所得割額が 397,000円以上		47,000	46,200	35,000	34,400	

- 上表の保育料は、1人目の月額です。
- 市民税所得割額57,700円以上の世帯(第4階層の一部～第8階層)で、同時に入園している場合の2人目は半額、3人目以降は無料(※認可外施設は対象外)。第1、2子が18歳未満で、第3子以降の3歳未満児の保育料は無料。
- 市民税所得割額57,700円未満の世帯(第2-2階層～第4階層の一部)で、保護者等と生計を同一(監護)にしている子どもなど(年齢制限なし)の最年長から数えて2人目は半額、3人目以降は無料。
- 市民税所得割額77,101円未満の母子・父子・障がい者等の世帯(第3-1階層～第4階層の一部)で、保護者等と生計を同一(監護)にしている子どもなど(年齢制限なし)の最年長から数えて1人目は半額、2人目以降は無料。

平成28年度から市内の私立幼稚園は、「子ども・子育て支援新制度」(施設型給付)を受けるため、保育料はこれまでの各園設定から下表のとおり市で定められた金額になります。

◆平成28年度天草市私立幼稚園など(公立は除く)、利用負担額(月額) 【単位：円】

児童の世帯の階層区分		3歳以上児	●左表の保育料は、1人目の月額です。 ●市民税所得割額77,101円以上の世帯(第4～5階層)の同一世帯において満3歳から小学3年生までの範囲内で、最年長の子どもから数えて2人目は半額、3人目以降は無料。 ●市民税所得割額77,100円以下の世帯(第2-2、第3-2階層)で、保護者等と生計を同一(監護)にしている子どもなど(年齢制限なし)の最年長から数えて2人目は半額、3人目以降は無料。 ●市民税所得割額77,100円以下の母子・父子・障がい者等の世帯(第3-1階層)で、保護者等と生計を同一(監護)にしている子どもなど(年齢制限なし)の最年長から数えて1人目は半額、2人目以降は無料。
第1階層	生活保護法による被保護世帯など	0	
第2階層	1 市民税非課税世帯 (母子・父子世帯 同居障がい者等)	0	
	2 市民税非課税世帯	2,000	
第3階層	1 市民税所得割課税世帯 (母子・父子世帯 所得割額が 77,101円以下)	10,000	
	2 77,101円以下	11,000	
第4階層	市民税所得割額が 77,101円以上 211,200円以下	14,000	
第5階層	市民税所得割額が 211,201円以上	18,000	

岡本庁・子育て支援課

## 下水道接続のお願い

下水道に接続すると、悪臭や害虫の発生を抑え生活環境が良くなります。側溝や河川がきれいになり、自然環境を守ることにもつながります。下水道が使える区域のご家庭で、接続が済んでいない場合は、早急に接続をお願いします。

岡本庁・下水道課(本渡浄化センター内) ☎3498

市住宅リフォーム助成事業をご利用ください

対象住宅 過去に助成を受けていない住宅で、個人(生計を同一にする親族を含む)が所有し居住する市内の専用住宅や店舗併用住宅、分譲マンションなどの居住専用部分。市税の滞納がある世帯は申請できません。

対象工事 屋根のふき替えや外壁の張り替え、浴槽の取り替えなど住宅の機能や維持向上のためのリフォーム

対象地区 過去に助成を受けていない住宅で、個人(生計を同一にする親族を含む)が所有し居住する市内の専用住宅や店舗併用住宅、分譲マンションなどの居住専用部分。市税の滞納がある世帯は申請できません。

対象工事 屋根のふき替えや外壁の張り替え、浴槽の取り替えなど住宅の機能や維持向上のためのリフォーム

申請方法 工事前に、申請書など(市ホームページに掲載)を提出してください。

助成内容 対象工事費の2割(上限20万円)を商品券として交付します(商品券は7月以降から、完了報告書提出した翌月に住宅所在地の商工団体で交付)。

商品券 ●市内の取扱登録店舗で使用可能(登録店舗は交付時にお知らせします) ●有効期間は発行日から3カ月 ●1枚1,000円(お釣りはできません)で、対象住宅所在地管内などで使用できる「地域限定券」と市内全域で使用できる「共通券」を半分ずつ交付。

岡本庁(別館)・産業政策課・岡各支所

## ごみ収集日を変更します

対象地区	変更前	変更後
燃やせるごみ		
月・木曜日に収集予定の地区	5月5日(※)	5月6日(金)
火・金曜日に収集予定の地区	4月29日(金)	5月2日(日)
水・土曜日に収集予定の地区	5月3日(※)	収集なし(次は6日)
燃やせないごみ		
佐伊津町(洲の崎、三軒屋、明瀬、宮口)、旭町	5月3日(※)	5月9日(日)
土手、佐伊津町(上在郷、下在郷、寺の尾、金ヶ丘、松原、堀の内、元、町、浜洲、ほんどの森)	5月4日(※)	5月12日(※)
港町、亀場町(新田)、楠浦町(新田西、新田中、新田東、舟津1、舟津2・3、舟津4・5、舟津6、今村、釜、錦島、大友尻)	5月5日(※)	5月13日(金)
資源物		
中山口、内柿、溝端、山の口、半河内、中南、楠浦町(久保登、上の原、立浦観音、方原)	5月3日(※)	5月30日(日)(次は17日)
東浜、西浜、浜津、馬場、浜崎、亀場町(通山、宇土、春登、後堀、開場、友尻)、宇土土町	5月4日(※)	4月30日(土)
船之尾、東町、上川原、川原新町、上町、土手、大門口、亀場町(上、恵比呂)	5月5日(※)	5月7日(土)
燃やせるごみ		
月・木曜日に収集予定の地区	5月5日(※)	5月6日(金)
火・金曜日に収集予定の地区	4月29日(金)	4月28日(木)
燃やせないごみ		
岡東、岡一、岡二、岡三、岡四、船津、真浦、加世浦、宮崎	5月4日(※)	5月10日(※)

※その他の地区は、「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」をご確認ください。

岡本庁・環境施設課